

令和7年度

工 事 名：R7喜良原新里長作原線下水道工事

位 置：南城市佐敷字新里・玉城字喜良原地内

特記仕様書

第 1 条 (共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「共通仕様書」及び国土交通省制定の「下水道土木工事共通仕様書（案）」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書（甲）

南城市役所

1/6

章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			適 用	1	本特記仕様書は、上述の工事に適用する。
			一 般 事 項	2-1	本工事は、本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）、下水道土木工事施工管理基準及び規格値(案)(国土交通省制定)及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。
				2-2	施工は、本特記仕様書、図面を優先し、共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。
				2-3	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員の指示説明をうけなければならない。
				2-4	請負者は、本工事落札決定後すみやかに契約保証書類及び請負契約書を提出しなければならない。
				2-5	請負者は、本工事契約の日から2週間以内に着手届、現場代理人及び主任技術者届、工程表、工事費内訳書を下記（ ）の書類の写しを添えて提出すること。 （健康保険被保険者証又は、市町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し）
				2-6	請負者は、本工事契約の日から2週間以内に施工計画書を提出すること。
				2-7	施工計画書を作成するに当たっては、予め設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件を把握しておくこと。また、地形、地質、気象等の自然特性、工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理等の立地条件について適切な調査を実施すること。
				2-8	請負者は、工事着手前には十分な広報を行い、住民の理解と協力を得られるようにしなければならない。また、工事中の通行止め等は監督員・関係住民と密な打合せを行い、苦情のないように努めなければならない。

章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			現場事務所の設置	3-1	請負者は工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置し、その一部を監督員詰所として提供しなければならない。
				3-2	事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天候図、その他必要事項を一目で理解出来るよう作成し掲示すること。
				3-3	請負者は、監督員と連絡・打合せ等が迅速に対応できるよう現場事務所にメールアドレスを完備すること。
				3-4	現場事務所が設置できない場合は、借家又は借間でもよい。
			資材置き場等	4	請負者は、資材置き場等について、監督員と協議のうえ、所定の手続きが必要となる場合、対応しなければならない。
			土砂、資材等の運搬について	5	土砂、資材等にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。
			県(市)産品の優先使用について	6-1	本工事に使用する資材等で県（市）内で生産又は製造され、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。
				6-2	本工事に使用するリサイクル資材は、原則「ゆいくる材」とする。また、ゆいくる材の在庫が無い場合等により使用できない場合は、新材を使用すること。
				6-3	竣工の際、「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
			生コンクリート	7-1	本工事に使用するレディーミクストコンクリートは、JIS 指定工場の製品とし、使用に先立ちコンクリートの配合表を監督員に提出するものとする。
				7-2	コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は鉄筋コンクリートについては、5 5 %以下、無筋コンクリートについては6 0 %以下を原則とする。
				7-3	品質管理における圧縮強度試験（材令 2 8 日）は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度で登録されている試験所で行うこと。
			琉球石灰岩の違法採掘防止について	8-1	工事用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。
				8-2	資材承認願いに「採掘権に関する施業案認可書」の写しを添付すること。
			赤土等流出防止対策について	9-1	赤土等流出防止条例に関連する施設の維持管理について施工計画書にその管理方法を明記する。
				9-2	工事の施工にあたっては、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守し、赤土等流出防止対策技術指針（案）に基づき流出対策を実施するものとする。
			建設業退職金共済制度について	10-1	当該建設工事の現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を確実に実施しなければならない。
				10-2	未加入下請け事業者（二次以下の下請け事業者も含む）に対する加入を指導するものとする。
			工事カルテ作成について	11-1	請負者は、工事請負代金額 5 0 0 万円以上の工事について、工事実施情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受け、（財）日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			工事の保険について	11-2 11-3 12	受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日以内とする。 完了時登録データの提出期限は、工事完成後１０日以内とする。 なお、施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に更新データを提出しなければならない。 乙は、工事施工に当り、下記の保険に加入しなければならない。尚、保険契約を締結したときはその証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提出しなければならない。 - 労働災害保険 - 請負業者賠償責任保険 - その他の損害保険
			主任技術者又は監理技術者について	13-1	本工事の請負金額が下記に該当する場合は、該当工事による主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。 ①、１億円以上の場合又は共同企業体の場合、次のイまたはロに掲げる者 イ、建設業法（昭和２４年法律第１００号）による技術検定（以下『技術検定』という）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ、技術士法（昭和３２年法律第１２４号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。 ②、３，０００万円以上１億円未満の場合、次のイ又はロに掲げる者 イ、技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とする者に合格した者 ロ、上欄①のロに掲げる者
				13-2	４，０００万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。但し共同企業体の場合は主任技術者に代えて構成員１社以上から専任の監理技術者を置くものとし、その他の構成員については国家資格を有する主任技術者をそれぞれ当該現場に専任で置くものとする。そして、施工体制台帳と施工体系図を提出すること。
				13-3	上記監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者（直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者）でなければならない。
				13-4	上記監理技術者は資格者証を恒に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。
				13-5	監理技術者の氏名、資格者名、登録者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲示する。
			資材承諾について	14	原則として契約の日から２週間以内に提出するものとする。但し、使用時期によるなど品質証明等の入手が困難な資材等については、その限りではない。 材料の見本、資料の提出、試験及び検査の方法、内容等については監督員の指示に従うものとする。

特記仕様書（甲）

南城市役所

4/6

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			環境対策について	15-1	工事施工中においては、水質汚濁防止法及びその他環境保全条令を遵守する なお、その対策工法については監督員の承諾を得ること。
				15-2	施工中に置いては沿道住民及び道路利用者から苦情や意見等があった場合には、丁寧に対応し速やかに必要な措置を講ずるとともに監督員に報告すること。
				15-3	工事期間中は、安全巡視員を配置して工事現場内における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。
				15-4	当該現場において、万が一にも公害が生じたり又は生じるおそれがある場合は、監督職員と請負者が協議のうえその対策を講じるものとする。
			建設廃材の処理について	16-1	建設廃材については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集・運搬及び処分にあたっては「廃棄物の処分及び清掃に関する法律」に違反しないように処理すること。
				16-2	舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理する。
			標準操作方式建設機械（バックホ）使用について	17	施工に当たり、建設機械（バックホ）を使用する場合は、標準操作方式を使用するよう努めること。
			交通整理員について	18	通行の規制を伴う場合は、道路使用許可書のとおりにすること。
			施工時間	19	原則、昼間施工とするが、関係諸機関との協議により変更が生じた場合は、変更の対象とする。
			事前調査	20-1	請負者は、工事の施工に先立ち工事現場内の事前調査を行い、十分実情を把握の上、工事着手しなければならない。尚、図面に表示してある地下埋設物の位置は不確定であるため、試掘による確認を行うこと。
				20-2	建物などについては、平面及び立面の調査を行い、必要に応じ写真撮影を行うこと。写真には、撮影年月日・所有者を記入した黒板を明示の上、撮影すること。
			事後調査	21	事後調査にあたっては、工事施工前後の状況を対照し、その状況に差異または被害のある場合は、程度が把握できるよう調査する。
			工事支障物件	22-1	請負者は、支障となる物件（地下埋設物件、占用物件）の管理者と現地立ち会いのもとで当該物件の調査及び確認を行い、保安対策を協議し事故防止に努めなければならない。また、当該調査結果については着手に先立ち監督員に報告するものとする。
				22-2	請負者の責めにより支障物件に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し必要な措置をとり、請負者の負担により補修しなければならない。
				22-3	水道管等の移設が必要な場合は、監督員に連絡し、指示を受けること。
			道路占用に関する特記事項	23	本工事が道路占用等の占用手続きを伴う工事である場合、その占用物の位置を示す鎮設置等を行うこと。

特記仕様書（甲）

南城市役所

5/6

章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
			安全・訓練等の実施	24-1	本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て、下記項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 2. 本工事内容等の周知徹底 3. 土木工事安全施工指針等の周知徹底 4. 本工事における災害対策訓練 5. 本工事現場で予想される事故対策 6. その他、安全、訓練等として必要な事項
				24-2	施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
				24-3	安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。
				24-4	安全対策については、国土交通省下水道部HPに毎月更新されている「事故データベース」の最新情報を毎月収集して同様な事故の未然防止に努めること。
			建設リサイクル法に関わる実施事項について	25-1	請負者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を遵守し適正に処理しなければならない。
				25-2	請負者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業者を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。
				25-3	請負者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
				25-4	請負者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
				25-5	本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
				25-6	本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処理費）は、前記25-5に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。 従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
			排出ガス対策型建設機械の使用について	26-1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械を同等とみなす。
				26-2	排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

特記仕様書（甲）

南城市役所

6/6

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			事業用自動車(緑ナンバー)の使用について	27	有償による運送は、貨物自動車運送事業法に基づき許可された事業者と運送契約を締結し、事業用自動車（緑ナンバー）を使用すること。
			公共樹設置承諾	28	公共樹の設置場所については、土地・家屋・排水設備の各所有者のうち、汚水樹を利用する者から公共樹設置承諾書を貰って監督員に提出しなければならない。尚、公共樹設置承諾書を提出しなければ、施工してはならない。
			土工	29	掘削土は、道路上に堆積してはならない。
			管布設工	30	管の仮固定に用いた木杭・番線・土嚢等は管側部を埋戻し、管が固定された時点で必ず撤去する。また、撤去状況も写真撮影すること。
			管路土留工	31-1	建込作業中、バックホウ打撃による建込作業は行ってはならない。
				31-2	パネルの引抜きは、締固め厚さ毎（20cm）に引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを充分に行い、写真確認ができるように管理しなければならない。
			水替え工	32	水替え作業を行う際には、沈殿槽を設けるなどして、直接、公共用水域に放流しないように努めなければならない。
			マンホール工	33	マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路又は敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
			管内検査	34	管内検査は、監督員立会のもと管内検査用テレビカメラを使用して確認し、録画を行うものとする。
			検査結果の報告	35	監督員が指示した事項、又は各種試験結果等は正確に記録し、系統的かつ綿密に整理し監督員に提出しなければならない。
			完成図書	36	請負者は工事完了後、市の指示する下記の竣工図面を作成し、完成図書（製本）を提出しなければならない。 (1) 完成図書(書類・写真) 1部 (2) 竣工図A3版観音開き 2部 (3) 竣工図CADデータ(CD) 1枚 (4) 管内カメラ確認DVD 1枚 (5) 工事写真(データ含) 1部 (6) その他、監督員が指示するもの
			完成	37	本市の検査に合格して引渡した後においても、監督官庁の検査の際、手直しを命ぜられた場合は速やかに対応すること。これらに要する費用については請負者の負担とする。
			その他	38	本特記仕様書に定めてない事項、または本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

現場における条件明示

特記及び追加仕様書事項

- ・ 本工事の施工範囲は、市都市整備課発注の「R6 喜良原新里長作原線道路改良工事（以下「道路工事」という）」と重複することや現場が狭隘（きょうあい）なため工事車両の通行に支障が生じる可能性があることから、綿密な工程計画を策定し、道路工事との詳細な調整を行うこと。
なお、道路工事は令和6年度からの繰越工事となっており、工期に制約があるため、道路工事の進捗を優先することがあり得る。
 - ・ 現場付近に墳墓等の構造物があるため、施工にあたっては、これらを損傷することのないよう、施工方法を十分に検討すること。
また、工事関係者以外の来訪者に対しては安全を最優先し、通行の妨げにならないよう、速やかに、かつ最優先で通行させること。
 - ・ 入札前に現場を確認すること。それを踏まえ質疑がある場合は、必ず質疑提出期限内に確認を行なうこと。
 - ・ 本工事箇所は、軟岩層が想定されており、鉱業権が設定されている区域である為、鉱業権者と協議の上適切に処理すること。
 - ・ 本工事現場から発生する濁水は、本工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講ずること。
 - ・ 請負者の責により支障物件に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し必要な処置をとり、請負者の負担により補修しなければならない。
 - ・ 現場周辺住宅及び畑等に対して十分配慮すること。
 - ・ 工事用道路として使用する道路は、良好の状態で維持されなければならない。請負者は当工事期間中できる限り、地元住民に不便がないように、且つ公共の安全を損なわないようにしなければならない。
 - ・ 資材、機械置き場については、一般通行及び歩行者に支障のないように適当な場所を確保すること。
 - ・ 施工中において、沿道住民及び道路利用者より苦情や意見等があった場合は、丁寧に対応し速やかに必要な処置を講じるとともに監督員に報告すること。
 - ・ 当該現場において、万が一にも公害が生じ、または生じる恐れがある場合は、監督職員と請負者が協議のうえ、その対策を講じる。
- ※) 設計変更の対象とする。但し、その原因が請負者の責による場合はこの限りではない。